



ミニかわら版

〒124-0012

東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル

TEL : 03-3694-6091 FAX : 03-3691-6680

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

一時支援金の申請受付期間は3月8日から5月31日

中小企業庁は本年3月1日、「一時支援金」についての案内を更新し、一時支援金の申請受付期間が令和3年3月8日から5月31日であることを明らかにしました。一時支援金は、令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付するもので、支給額は、法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内としています。

一時支援金の要件は、緊急事態宣言の再発令に伴い、1) 緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること（農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定）又は、2) 緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、本年1～3月のいずれかの月の売上が対前年比（又は対前々年比）▲50%以上減少していることとしています。

2) は、旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定しています。支給額は、法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給とし、算出方法は、「前年（又は前々年）1月から3月の事業収入－前年（又は前々年）同月比 ▲50%以上の月の事業収入×3）」、つまり、令和元年又は令和2年比で、令和3年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少した事業者が対象となります。

申請方法は、前年の確定申告、対象月の売上台帳の写しとともに、宣誓書において、緊急事態宣言によりどのような影響を受けたかを選択肢から選んで自己申告します。また、一次取引先の納品書、顧客の居住地を示す宿帳、顧客名簿、入込観光客の統計等の保存を義務付けています。中小企業庁は、一時支援金の給付要件等は、引き続き検討・具体化しており、変更になる可能性があるとしています。

なお、一時支援金の不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請予定者が、1) 事業を実施しているのか、2) 一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか等について、事務局が募集・登録した「登録確認機関」により、「帳簿等の事務局が定めた書類の有無」や「宣誓内容等に関する質疑応答」等の形式的な事前確認を行いますが、宣誓内容が正しいかなど、申請者が給付対象であるかどうかまでは判断しないとしています。

* 詳細はこちらからご確認いただけます。

「中小法人・個人事業者のための一時支援金 緊急事態宣言の影響緩和」（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html